

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準

※「その他の感染症」については、病状などにより、学校医その他の医師の判断を考慮し、校長が出席停止の措置を決定するものであり、下記感染症はその一例となります。

学校において予防すべき感染症の種類		出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白随縁(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、※その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで